平成２８年（フ）第１４７号
愛知県一宮市北方町北方字下宝江９番地２
破産者　大川　　勝
１　決定年月日　平成29年４月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２０３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前661番地　ミラハウスＡ棟101号、開始決定時の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字宮島２番地　メゾン・エム　101号
破産者　諏訪　政幸
１　決定年月日　平成29年４月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６４号
愛知県一宮市大和町妙興寺字横道27番地　ブルーハイツ森Ｃ―101号
破産者　野田　昌宏
１　決定年月日　平成29年４月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７２８号
神戸市北区有野台５丁目３番地Ｂ46棟502号、開始決定時の住所神戸市北区藤原台北町２丁目１番１―409号
破産者　段　　光哉
１　決定年月日　平成29年５月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６号
愛媛県今治市朝倉北甲855番地２
破産者　武内　　惠
１　決定年月日　平成29年５月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１１９号
長崎県佐世保市東大久保町３番12号、前住所佐賀県伊万里市二里町八谷搦185番地２
破産者　中島　浩介
１　破産債権の届出期間　平成29年５月29日まで
２　一般調査期日　平成29年７月21日午前10時30分
平成29年４月27日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
山形市大字灰塚123番地
破産者　東海林淳悦
１　破産債権の届出期間　平成29年６月27日まで
２　一般調査期日　平成29年７月27日午後２時40分
平成29年５月２日　　山形地方裁判所民事部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第２６５９号
東京都港区東新橋１丁目10―２―2308、開始決定時の住所東京都港区東新橋１丁目10―１―4004
破産者　今井　浩司
審尋期日　平成29年８月30日午前11時
平成29年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２９年（再）第１８号
長野県下伊那郡松川町元大島2715番地47
再生債務者　シブキヤ建設株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都新宿区新宿２丁目９番22号多摩川新宿ビル９階　平山法律事務所　弁護士　平山　隆幸
平成29年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２９年（再）第１６号
栃木県宇都宮市御幸本町4864番地
再生債務者　東日情報処理センター株式会社
１　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月31日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成29年７月５日から平成29年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２９年（再）第３号
富山県高岡市福岡町花尾５番地
再生債務者　福岡観光開発株式会社
特別調査期間　平成29年６月22日から平成29年６月23日まで
平成29年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第３号
富山県高岡市福岡町花尾５番地
再生債務者　福岡観光開発株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成29年４月13日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成29年６月28日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成29年６月16日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成29年６月12日
平成29年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２８年（再）第１９号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目36番１号
再生債務者　菊池建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成29年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１２号
埼玉県吉川市大字吉川706番地１　サンシャインⅡ208
再生債務者　石川　　龍
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月22日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月５日から平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第９３号
愛知県海部郡蟹江町大字須成字西矢倉下1810番地
再生債務者　下村　貴徳
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月22日まで
４　一般異議申述期間　平成29年５月29日から平成29年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第５号
滋賀県彦根市西今町1298番地１
再生債務者　髙田　　学
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月22日まで
４　一般異議申述期間　平成29年５月29日から平成29年６月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（再イ）第１８号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番26号
再生債務者　古川　成登
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月22日まで
４　一般異議申述期間　平成29年５月29日から平成29年６月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部